

PE 登録されるということは、たとえ市民権がなくともその州の一員となることである

連載第 4 回は、日本に最も身近な州の一つであるカリフォルニア州 (CA) です。



Department of Consumer Affairs
**California Board for
Professional Engineers and Land Surveyors**



Mike S. Modugno, P.E.

Vice President

(Presidentは現在空席の模様)

1. 揺れるカリフォルニア州のPE 法

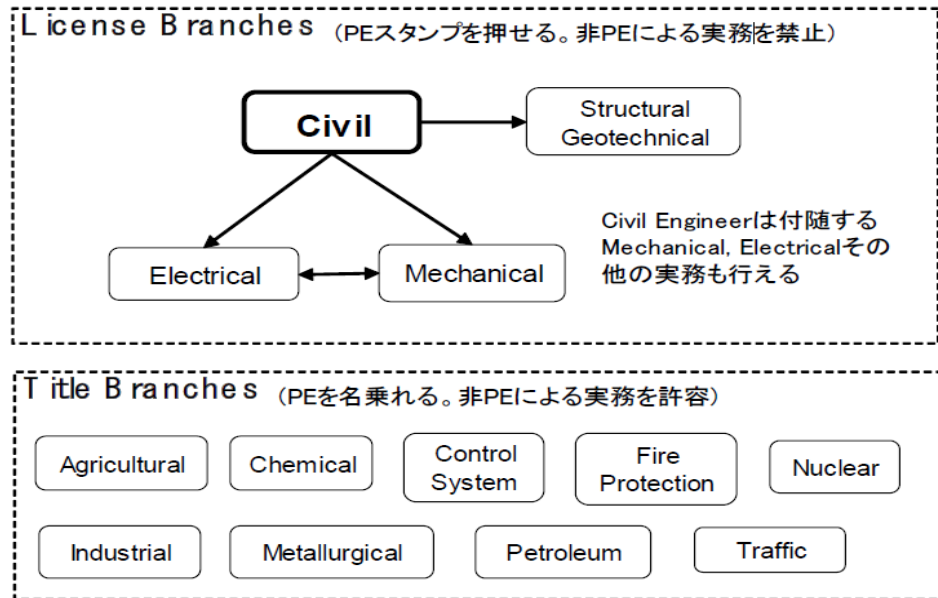
PE Magazine の5月号に次のような記事が掲載されていた。“*Again, Licensing Law reform moves forward in California* ～カリフォルニア (CA) 州でライセンス法の改革が再び前進” 記事の要点は次のようなものである。

- CA 州ではPE の分野がcivil, electrical, mechanical 3つの“Practice act discipline” と agricultural, chemical, control system, fire protection, industrial, metallurgical, nuclear, petroleum, traffic 9つの “title act discipline” に分断されている
- Practice 3 分野PE の扱いは他州と同じだが、Title 9 分野については、PE を名乗ることはできてもスタンプを押すことはできない、PE 以外も実務を行えるという違いがある
- こうした法システムは分野間の重複、あつれきを生み、負の効果をもたらしている。
- このため“カリフォルニアPE 法協議会 (CLCPE)”が法改正SB275 を州議会に提案した

ビジネスでも身近なCA 州が、ことPE 法に関しては特異なシステムを持っているということを初めて知ったので、丁度来日されたNSPE 会長にしてCA 州Civil PE であるグロスマンさんに事情をお聞きしたところ、次のような解説図を書いて頂けた。



NSPE グロスマン会長



2. “Civil がEngineering の王様”

CA 州PE ボードの州法掲載ページ<http://www.pels.ca.gov/licensees/laws.shtml> によれば、PE 法は、Professional Engineers Act (正式名：Business and Profession Code section 6700-6799)と、細則であるRule of the Board for Professional Engineers and Land Surveyors (正式名：California Code of Regulations Title 16, Division 5 section 400-476)より構成され、州政府の所管部門はDepartment of Consumer Affairs(消費者局)である。

このPE Act を読むと、Civil, Electrical, Mechanical の3分野とそれ以外の分野を明確に区別していること、およびElectrical, Mechanical もCivil の派生分野という位置付けになっていることに驚かされる。具体的にはsection 6704 で「C,E,M 3分野のEngineering は登録PE しか行えない」と定めた上で、section 6737.2 で「Civil engineer はcivil engineering に付随するengineering を実施してもよい」とし、上記9つの“title branches”については section 6732 で「これら分野に登録されていない限り名乗ってはいけない」という規定があるのみである。

なぜこのような Civil 偏重のPE 体系になったかを知るには 次のCA 州PE ボード歴史 が参考になるかもしれない(http://www.pels.ca.gov/about_us/history.shtml)。これによるとロス郊外の貯水ダムが不適切な地盤工事により決壊、450 人が死亡した事故をきっかけに1929 年よりCivil Engineer 制度が始まる。その後Electrical とMechanical PE については1947 年に分野が設けられたが当初はTitle PE としてであり、1967 年になってようやくElectrical, Mechanical についてもLicense PE と認められるようになったということである。

CA 州ではCivil Engineer に広範な特権を与える一方でCivil PE 試験にのみ、地震学(seismic principles) と測量学(engineering surveying principles)の上積み試験を設定するという制約も課している(section 6755.1)。西部開拓以来、土木技術が社会をリードしてきたという自負もあるのであろう。兎も角CA 州PE 法においては“Civil がEngineering の王様”となっているのである。

3. Chemical など他分野からの異論と議論の行方

PE Magazine 記事中で触れられている法改正提案SB275 については今年2 月のCA 州議会議事録をネット閲覧することができた。それによると議論の要点は次のようである。

- 例えば化学プラント建設の際、Chemical PE がプロセス技術に関する書類を官庁に提出しても、官庁はPE 法ではCivil PE にしか特権が認められていないとしてその受け取りを拒否したりする。このため Chemical PE が泣く泣くCivil PE を取得する事例も多い。このため化学業界などでは unnecessary コストを負担することとなっている。
- 法改正案の要旨は、現Title discipline 9 分野のPE にも他州と同様のPE 特権を与えること、および Civil PE が他分野の付随業務も実施できるとする規定を削除すること。改正を支持する団体は農業連盟、化学工業協議会およびCLCPE。
- これに対し、コンサルティングエンジニア協会と州政府PE 協会は法改正案に反対している。その理由は、大衆が混乱する、技術分野の細分化が進んでしまう等このように賛否両論の隔たりは小さくないように思われ、州議会の推移および州知事（シュワルツエネッガ）の判断が注目される場所である。Chemical PE でありCLCPE の代表であるBob Katin, PEはPE Magazine 記事の中で「この法改正案はユーザ業界の利益にかなない、ひいては州知事が唱える“エンジニア2 万人増員計画”にも合致するものである」と主張している。

4. その他のカリフォルニア州PE 法の特徴

受験TIPS 第2 版p.7-8 にも記載あるが、CA 州はPE 登録手続きとして米国社会保障番号（SSN）の取得を義務付けており、日本在住のままCA 州PE 登録を果たすのはかなり困難である。その他CA 州PE Act の中で目を引いた内容を参考までに次に挙げる。

- 災害などの緊急事態時に無償で建築診断サービスなどを提供したPE に対する免責条項（section 6706 Good Samaritan immunity）
- 州、郡、市の職員であってもPE ライセンスが必要（section 6730）連邦職員はライセンス不要（section 6739）

3500 万人という巨大な人口と市場を有するカリフォルニア州であるが、今年に入って財政緊急事態が宣言されるなどエンジニア、関連業界にとっても試練の時期を迎えている。CA 州PE 法改正議論がどのような結論に行き着くか、またCA 州Civil PE を会長とするNSPE がその動きにどのように対応するのか、同州と多くのつながりを持つJSPE としても注目するところである。

次回はPE 法発祥の地、ワイオミング州を取り上げる予定です。